

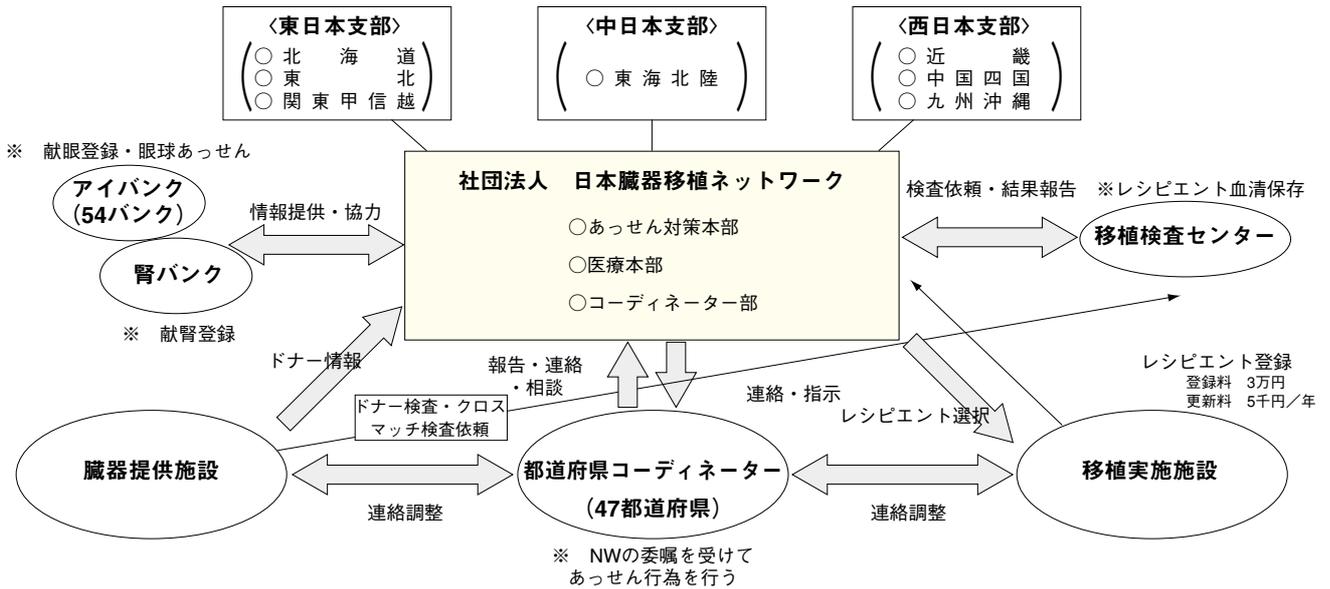
臓器移植及び造血幹細胞移植

概要

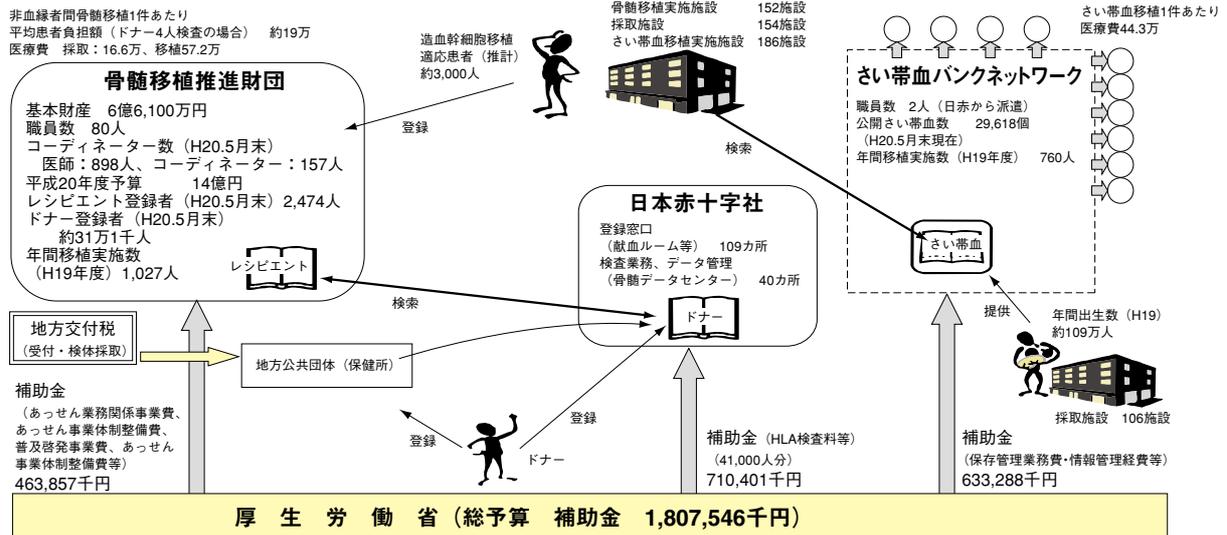
[臓器移植体制]

従前の腎臓移植体制を見直し、平成7年度から新たに全国を一元化した腎臓移植体制（ネットワーク）が発足した。さらに、平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」により多臓器移植が可能となり、それに対応したネットワークへと拡大を図った。現在、臓器移植については社団法人日本臓器移植ネットワークが中心となり、統一的な基準に基づき移植を受ける患者を選択するなど、公平かつ適正な臓器のあっせんを行っている。また、普及啓発については全国の腎バンクも行っており、眼球（角膜等）の移植については別途全国54カ所のアイバンクが普及啓発を含むあっせん業務を行っている。

臓器移植ネットワーク体系図



造血幹細胞移植実施体制



※ 補助金については平成20年度予算ベース

詳細データ① 臓器移植の累計件数

	臓器提供者数		移植実施件数		待機患者数
		うち脳死下		うち脳死下	
心臓	54名	54名	54件	54件	105名
肺	40名	40名	44件	44件	121名
肝臓	48名	48名	52件	52件	210名
腎臓	942名	62名	1,733件	121件	11,507名
膵臓	49名	47名	49件	47件	149名
小腸	3名	3名	3件	3件	2名
眼球（角膜）	10,088名	22名	16,401件	44件	2,933名

資料：（社）日本臓器移植ネットワーク、財団法人日本アイバンク協会調べ

(注)1. 臓器提供者、移植実施件数は、平成9年10月16日（臓器移植法施行の日）から平成20年6月30日（眼球（角膜）については平成20年5月31日）までの累計、移植待機患者数は平成20年6月30日（眼球（角膜）については平成20年5月31日）現在数である。

2. 臓器移植法に基づく脳死判定事例は、同法の施行後平成20年6月30日までに全国で71例行われている。なお、第8例目については、法的脳死判定が行われ法的に脳死と判定されたが、医学的理由により臓器の摘出が行われなかったため、臓器提供者数には含まれていない。

詳細データ② 造血幹細胞移植の実施件数の推移

	ドナー（提供者）		移植件数	
	骨髄提供登録者数	さい帯血公開個数	骨髄	さい帯血
平成4年度	19,829	—	8	—
平成5年度	46,224	—	112	—
平成6年度	62,482	—	231	—
平成7年度	71,174	—	358	—
平成8年度	81,922	—	363	1 (1)
平成9年度	94,822	—	405	19 (20)
平成10年度	114,354	—	482	77 (78)
平成11年度	127,556	—	588	114 (116)
平成12年度	135,873	4,343	716	169 (178)
平成13年度	152,339	8,384	749	220 (231)
平成14年度	168,413	13,431	739	296 (310)
平成15年度	186,153	18,424	737	693 (739)
平成16年度	204,710	21,335	851	676 (679)
平成17年度	242,858	24,309	908	657 (690)
平成18年度	276,847	26,816	963	731 (774)
平成19年度	306,397	29,197	1,027	760 (811)
累計	—	—	9,237	4,413 (4,627)

※平成8～10年度のさい帯血関係データはさい帯血バンクネットワーク設立前に各バンクが扱った数。

※さい帯血移植者数の（ ）は、バンクからの提供数。

資料：財団法人骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク調べ。